平成２５年（フ）第１４６２号
大阪市平野区流町３丁目15番６号　アヴェニュー流町401号、前住所大阪府八尾市太田３丁目188番地の１
債務者　店舗設計施工ムラタ（ＭＵＲＡＴＡ）こと　村田　裕亮
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３６３号
大阪市旭区清水２丁目11番17号
債務者　林　　敬子
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６２４号
大阪市西成区天下茶屋２丁目17番１号　ＲＵＳＣＥＬＬＩＡ天下茶屋301号、前住所大阪府摂津市東別府３丁目１番19―101号
債務者　山田　　執
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６４４号
大阪府寝屋川市上神田２丁目５番１号
債務者　小島　真紀
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６７６号
大阪市都島区御幸町２丁目６番23号　富太ビル402号
債務者　木戸　周作
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７１７号
大阪府枚方市翠香園町２番25―302号
債務者　木下　寿子
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７５０号
大阪府八尾市桂町３丁目８番地　市営住宅11―309号
債務者　Ｊａｐａｎ総合企画こと　堀井　良一
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８２４号
大阪府枚方市東香里１丁目24番34号、前住所京都市山科区音羽野田町24番地の５　ジュネス音羽606号
債務者　稲田　健治
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９２６号
大阪府高槻市城南町２丁目34番27号　レオパレスＧＲＵＥ104号
債務者　石井　貴行
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０７８号
大阪府吹田市清和園町15番18号
債務者　山口　　実
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９６号
大阪市生野区生野西４丁目６番16号　サンハイツつじむら203号
債務者　矢川　光男
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２８号
大阪府箕面市西小路４丁目４番29号
債務者　高木　京子
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４４号
大阪市住之江区西加賀屋３丁目20番１―404号　足立方
債務者　井田　美穂
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０１号
大阪府高槻市天神町２丁目１番３―1003号
債務者　村原　道子
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２２号
大阪府豊中市豊南町西１丁目４番９号
債務者　田中たか子
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２３号
大阪府門真市三ツ島１丁目35番５―103号、前住所大阪府門真市三ツ島１丁目３番25号
債務者　石井　孝志
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４６０号
愛知県半田市南本町１丁目６番地の１　ライオンズ半田ブライトマークス304号
債務者　横井多加子
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部